

大綱的指針に沿った研究開発評価の実施状況について

平成22年12月9日
評価専門調査会事務局

国費を用いて実施される研究開発全般については、内閣総理大臣がガイドラインとして示す「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（以下、「大綱的指針」という。）に沿って、各省等が具体的な評価指針等を策定し、これに基づいて評価が行なわれている。大綱的指針については、研究開発評価の着実な実施とその質の向上を図る観点から、これまで数次にわたる見直しにより充実されてきており、直近では平成20年10月に改訂されている。今般、大綱的指針に沿った研究開発評価の実施状況についてフォローアップを行なう観点から、各省における①評価指針の改訂状況と、②研究開発課題及び複数の研究開発課題から構成される研究制度・プログラムについての評価の実施状況について、各省の協力を得て調査、取りまとめを行なった。

1 評価の実施状況に係る調査、取りまとめの方法・内容

評価の実施状況については、「研究開発課題」と「研究制度・プログラム」とに大きく区分され、後者については、大綱的指針で示す研究開発施策の評価に位置付けられる。

取りまとめに当たっては、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、総務省、国土交通省、環境省及び防衛省の主要研究開発関連8省に対する調査依頼により提出された個々の研究開発評価の実施状況（別添2付属の一覧表）を基に、①研究開発の開始前、中間時、終了時各段階における評価の実施状況、②評価結果の活用及び公表状況、③追跡評価の実施状況、④大綱的指針の改訂点への対応状況の観点からの分析を行なった。なお、「大綱的指針の改訂点への対応」については、主要な改訂（強化）事項である『優れた研究開発成果を次につなげるための終了前評価の実施』、『過重な評価作業負担を回避するための自己点検結果の活用』、『研究開発の国際水準の向上を目指す

ための海外の専門家の評価者としての活用や国際的ベンチマークに基づく評価』、『評価の客観性を担保するための外部評価の徹底』への取り組み状況の把握を行なっている。

また、取りまとめの対象については、一定規模以上の予算額（直近年度の予算額が10億円以上又は平均の単年度予算額が5億円以上）を有するものの中で、最近の状況を把握するために、基本的に2001年度（平成13年度）以降に、研究開発が開始されたもの、あるいは評価を実施または予定のものを対象（分析項目により多少異なる）としている。但し、「大綱的指針の改訂点への対応」については、大綱的指針の改訂が行なわれた平成20年10月以降に評価を実施または予定のものを対象としている。

2 取りまとめ結果の概要

（1）各省における評価指針の改訂状況

平成20年の大綱的指針の改訂に対応して、現在見直し作業を進めている一部省を除く各省において、改訂時期にばらつきはあるものの、評価指針の改訂が行なわれており、新たな評価指針に基づく評価が実施されている。なお、各省の評価指針の改訂状況については別添1のとおり。

（2）研究開発課題及び研究開発施策（研究制度・プログラム）の評価の実施状況

各観点に基づく評価の実施状況の概要は次のとおりであり、それぞれの詳細については別添2のとおり。

①研究開発の開始前、中間時、終了時各段階における評価の実施状況

「研究開発課題」及び「研究開発施策（研究制度・プログラム）」ともに、一部の省において、開始前の評価が実施されていない、実施期間が5年間を超えても中間評価が実施されていない、終了時の評価時期が未定といった案件が見受けられるものの、全体としては、開始前、中間時、終了時の各段階で評価が着実に実施されている。

②評価結果の活用及び公表状況

「研究開発課題」及び「研究開発施策（研究制度・プログラム）」ともに、ほとんどの案件において、開始前の評価結果については、研究開発計画案の改善や見直しあるいは施策の制度設計の改善や見

直し等に、中間評価の結果については、研究開発の継続の判断や計画の見直しあるいは施策の継続や見直し等に、終了時の評価結果については、次の研究開発の企画立案あるいは次の施策の企画立案等に活用しているとしている。

評価結果の公表については、知的財産権や国家安全保障上の理由から非公表や照会に対し提示する扱いとなっているものを除けば、全て透明性を確保する観点からホームページ等で公表されている。

また、公表内容については、一部の省で、開始時または中間時の評価に関し、評価結果のみの公表となっている案件が見受けられるが、それ以外は評価結果以外の研究成果や研究制度の実績を含めて公表しているとしている。

③追跡評価の実施状況

経済産業省をはじめ一部の省においては、研究開発課題に関して、国費投入額が大きい課題等を選定して追跡評価を実施する取組みが積極的に行なわれているほか、その他の省においても追跡評価の実施に向けた準備が進められており、平成22年度以降は大部分の研究開発関連省で追跡評価が実施される予定となっている。

④大綱的指針の改訂（強化）点への対応状況

『過重な評価作業負担を回避するための自己点検結果の活用』及び『国際的ベンチマークに基づく評価』については、全体として比較的高い取組み状況にある。一方、『優れた研究開発成果を次につなげるための終了前評価の実施』及び『研究開発の国際水準の向上を目指すための海外の専門家の評価者としての活用』については、各省により取組みにばらつきがみられ、例えば終了前評価については、後継事業の必要がなかったために実施しなかった等の理由も挙げられており一概に評することは難しい面があるが、全体としては高い取組み状況にあるとは言えない。

また、外部評価の実施状況については、案件の性格上、外部専門家が存在しないものや外部評価になじまないものを除けば、その徹底が進められている。